

業 務 番 号							
設計年度	令和7年度		橋梁撤去設計業務委託（沼田東町南部19号線1号橋梁） 三原市 沼田東町両名外				
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要			起 工 理 由				
沼田東町南部19号線1号橋梁 橋梁撤去設計 N=1 橋 橋梁撤去設計 N=1 橋 給水管移設設計 N=1 式							

補助

仕 様 書

橋梁撤去設計業務委託(沼田東町南部 19 号線 1 号橋梁)

特記仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は「三原市橋梁個別施設計画(令和5年10月)」に基づき、仕様書に掲げる沼田東町南部19号線1号橋梁の撤去設計業務、給水管移設設計等を行うものとする。

(業務箇所)

第2条 本業務の箇所については、次のとおりとする。
沼田東町南部19号線1号橋梁 三原市沼田東町兩名外

(遵守法令等)

第3条 本業務については、次に掲げる各種関係法令及び規程に基づいて行うものとする。

1. 道路法(昭和27年法律第180号)
2. 河川法(昭和39年法律第167号)
3. 道路交通法(昭和35年法律第105号)
4. 測量法(昭和24年法律第188号)
5. 広島県公共測量作業規程(平成20年5月)
6. 測量業務共通仕様書(令和6年8月)広島県
7. 地質・土質調査業務共通仕様書(令和6年8月)広島県
8. 設計業務共通仕様書(令和6年8月)広島県
10. 広島県道路橋の損傷事例と対策工(案)
11. 土木工事標準積算基準書(令和6年8月)広島県
11. その他、本業務に適用する関係法令及び基準

(業務の充足・補完)

第4条 本特記仕様書及は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足及び補完をしなければならない。

第2章 業務の概要

(業務の概要)

第5条 本業務の概要については、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|-----------------------|---|----|
| 1. 共通 | (1) 打合せ(初回・中間・成果品納入時) | 1 | 業務 |
| | (2) 関係機関との協議資料作成 | 1 | 業務 |
| 2. 橋梁撤去設計 | (1) 現地踏査 | 1 | 式 |
| | (2) 設計計画 | 1 | 式 |
| | (3) 上部工撤去設計 | 1 | 式 |
| | ① 施工計画検討 | 1 | 式 |
| | ② 撤去工法比較 | 1 | 式 |
| | ③ 設計図作成 | 1 | 式 |
| | ④ 数量計算 | 1 | 式 |
| | (4) 橋脚撤去設計(パイルベント橋脚) | 1 | 式 |
| | ① 施工計画検討 | 1 | 式 |
| | ② 設計図作成(数量計算含む) | 1 | 式 |
| | (5) 給水管移設設計 | | |
| | (6) 工程計画検討 | 1 | 式 |

(7)概算工事費算出	1	式
(8)照査	1	式
(9)報告書作成	1	式

第3章 業務の内容

(現地踏査、設計計画)

第6条 既存の橋梁、河川、交通状況等の状況を把握するものとする。

現地調査による周辺状況、撤去橋梁の構造、集約先の橋梁、道路の構造、河川状況、通学路の利用等、設計に必要な項目について調査を行うものとする。

上記により、本業務の実施計画の立案を行うものとする。

(上部工撤去設計、橋脚撤去設計)

第7条 施工計画検討は、現地踏査の結果を基に、撤去条件等を整理して、上部工及び橋脚撤去に必要な施工計画及び仮設計画を作成する。

撤去工法は、コスト面や環境負荷軽減を踏まえ、複数の工法比較を行う。

設計図作成は、解体図、仮設図、クレーンの設置位置図等を作成する。

数量計算は、工事発注・積算に必要な資料を作成する。

(給水管移設設計)

第8条 撤去橋梁に添架されている給水管について、機能復旧するための移設設計を行う。

(工程計画検討)

第9条 関係機関との協議内容を踏まえ、上部工、下部工、仮設工及び給水管に係る工事の必要日数を算出し、工程計画を作成する。

(概算工事費算出)

第10条 土木工事標準積算基準書(広島県)等を基に、概算工事費の算定を行う。なお、見積もり収集及び整理を含むものとする。

(照査)

第11条 成果における照査を次のとおり行うものとする。

(1)基本条件

基本条件の決定に際し、現況の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかどうかの確認を行う。

(2)設計条件等

設計図を基に、位置、取り合い(現況構造物)及び構造物の整合が適切に設置されているかどうか、また、物理的及び合理的に施工が可能か、施工方法に統一性があるかについて照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

(3)設計方針

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(4)設計図

設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(報告書作成)

第12条 成果の取りまとめを行い、報告書をまとめる。

第4章 成果品等

(成果品)

第13条 本業務における成果品の納入は次のとおりと部数は正本1部副本1部とし、成果品の内容については、「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島県」に準ずるものとし、次のとおりとする。

なお、上記によりがたい場合については、発注者と協議を行うものとする。

また、図面縮尺については発注者と協議を行うものとする。

(磁気媒体による納品)

第14条 業務成果品は、電子媒体（CD-R）によりデータを記憶保存するとともに成果品の副本として1部納入するものとする。

この場合図面については、電子図化方式（CAD）により作図された図面については、ファイル形式標準SFC若しくはdwg形式によるCADデータとして記憶するものとする。

また、撮影写真における画像データのファイル形式について、JPEG形式(joint photographic expert group) 解像度400dpi以上として記憶するものとする。

その他、計算書等の成果品におけるファイル形式については原則マイクロソフトエクセルとし、特殊マクロ（プログラム）は使用しないものとする。

ただし、特段の条件がある場合については別途発注者と協議を行うものとする。

(製図面の正本)

第15条 本業務における成果図面については、JIS（日本工業規格）A列4番（見開きA列3番）による縮図冊子を正副それぞれ2部納品するものとする。

第5章 管理技術者及び照査技術者

(管理技術者及び照査技術者の選任)

第16条 1 受注者は、適格な管理技術者及び照査技術者を配置すること。

2 契約金額が500万円以上の業務の管理技術者が、他の業務の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。

(1) 契約金額が3,500万円以上の業務の管理技術者は、当該業務の外に管理技術者を兼務してはならない。

(2) 契約金額が500万円以上3,500万円未満の業務の管理技術者は、当該業務の外に5件以上の業務の管理技術者を兼務してはならない。

(3) 当該業務の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務の外に10件以上又は契約金額の総額が5億円を超える業務の管理技術者を兼務してはならない。

3 照査技術者（測量業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）は、業務の照査にあたり、設計・測量チェックマニュアル（平成13年4月 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室）により実施すること。

第6章 道路使用等

(道路使用等)

第17条 本業務における調査業務において、道路を使用し、又は、道路に規制を生じさせて調査を行う場合については、道路法及び道路交通法に基づき道路管理者及び交通管理者へ道路の使用に伴う許可の申請をしなければならない。

(業務カルテの登録)

第18条 本業務において受託者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、総括監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに公衆電話回線を通じたオンラインにより登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

提出期限は次のとおりである。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 完成時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

(3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更が合った場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。

なお、受注額により手続きの必要を要しない場合はこの条項は削除するものとする。

第7章 業務打合せ協議等

(打合せ)

第19条 本業務において、設計業務打合せにおける初回、中間、成果品納入時の打ち合わせを見込んでいる。

(関係機関との協議資料作成)

第20条 広島県管理河川（天井川）に設置されている橋梁であるため、河川法第26条に基づく協議図書の作成を行うものとする。また、給水管移設設計については、道路法第24条に基づく協議図書の作成と、広島県水道広域連合企業団との協議図書の作成を行うものとする。

なお、協議図書の作成については、各管理者との協議における指示によるものとする。

(貸与資料)

第21条 本業務に必要な貸与資料は下記のとおりである。

(1) 橋梁一般図（過去の調査図面）

(2) 水道管管理図

第8章 著作権等

(著作権等)

第22条 本業務における成果品の著作権はすべて三原市に帰属するものとし、本業務で知り得た情報、成果品に係る情報を請負者は一切第三者に対し漏洩、流用、転用等の行為をしてはならない。

ただし、発注者の同意を得た場合についてはこの限りではない。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
設計業務費					
設計業務等標準歩掛		式		1	レベル1
共通		式		1	レベル2
打合せ等		業務		1	レベル3
打合せ等	初回、中間、成果品納入時 関係機関協議資料作成	業務		1	レベル4
橋梁設計		式		1	レベル2
橋梁撤去設計		式		1	レベル3
現地踏査	橋長100m未満	式		1	レベル4
設計計画	橋長100m未満	式		1	レベル4
上部工撤去設計	平均支間長 15m未満	式		1	レベル4
橋脚撤去設計	パイルベント橋脚	式		1	レベル4
給水管移設設計	管径350mm以下 新設詳細設計	式		1	レベル4
工程計画検討		式		1	レベル4
概算工事費算出		式		1	レベル4
照査		式		1	レベル4
報告書作成		式		1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
** 直接人件費 **					
直接経費					
旅費交通費		式		1	レベル2
旅費交通費		式		1	レベル3
旅費交通費		式		1	レベル4
電子成果品作成費		式		1	レベル2
電子成果品作成費		式		1	レベル3
電子成果品作成費		式		1	レベル4
** 直接原価 **					
その他原価					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等					
** 業務価格 **					
消費税等相当額					
** 業務委託料 **					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
消費税相当額計					
業務費計					

参 考 資 料

— 橋梁撤去設計業務委託（沼田東町南部19号線1号橋梁） —

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-07.04.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託	
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
共通	1	式			Y2C0201 レベル2
打合せ等	1	式			Y2C020101 レベル3
打合せ等 初回、中間、成果品納入時 関係機関協議資料作成	1	業務			Y2C02010101 レベル4
打合せ 1業務あたり	1	業務			V000004000 00 単第0 -0001 表
関係機関協議資料作成	1	業務			V000004400 00 単第0 -0005 表
橋梁設計	1	式			Y2C0208 レベル2
橋梁撤去設計	1	式			Y2C020801 レベル3

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現地踏査 橋長100m未満	1	式			Y2C02080101レベル4
現地踏査 橋長100m未満	1	式			V000000100 00 単第0 -0006 表
設計計画 橋長100m未満	1	式			Y2C02080101レベル4
設計計画 橋長100m未満	1	式			V000000200 00 単第0 -0007 表
上部工撤去設計 平均支間長 15m未満	1	式			Y2C02080102レベル4
上部工撤去設計 平均支間長 15m未満	1	式			V000000300 00 単第0 -0008 表
橋脚撤去設計 パイルベント橋脚	1	式			Y2C02080103レベル4
橋脚撤去設計 パイルベント橋脚	1	式			V000001300 00 単第0 -0013 表
給水管移設設計 管径350mm以下 新設詳細設計	1	式			Y2C02080104レベル4

設計業務費 内訳表

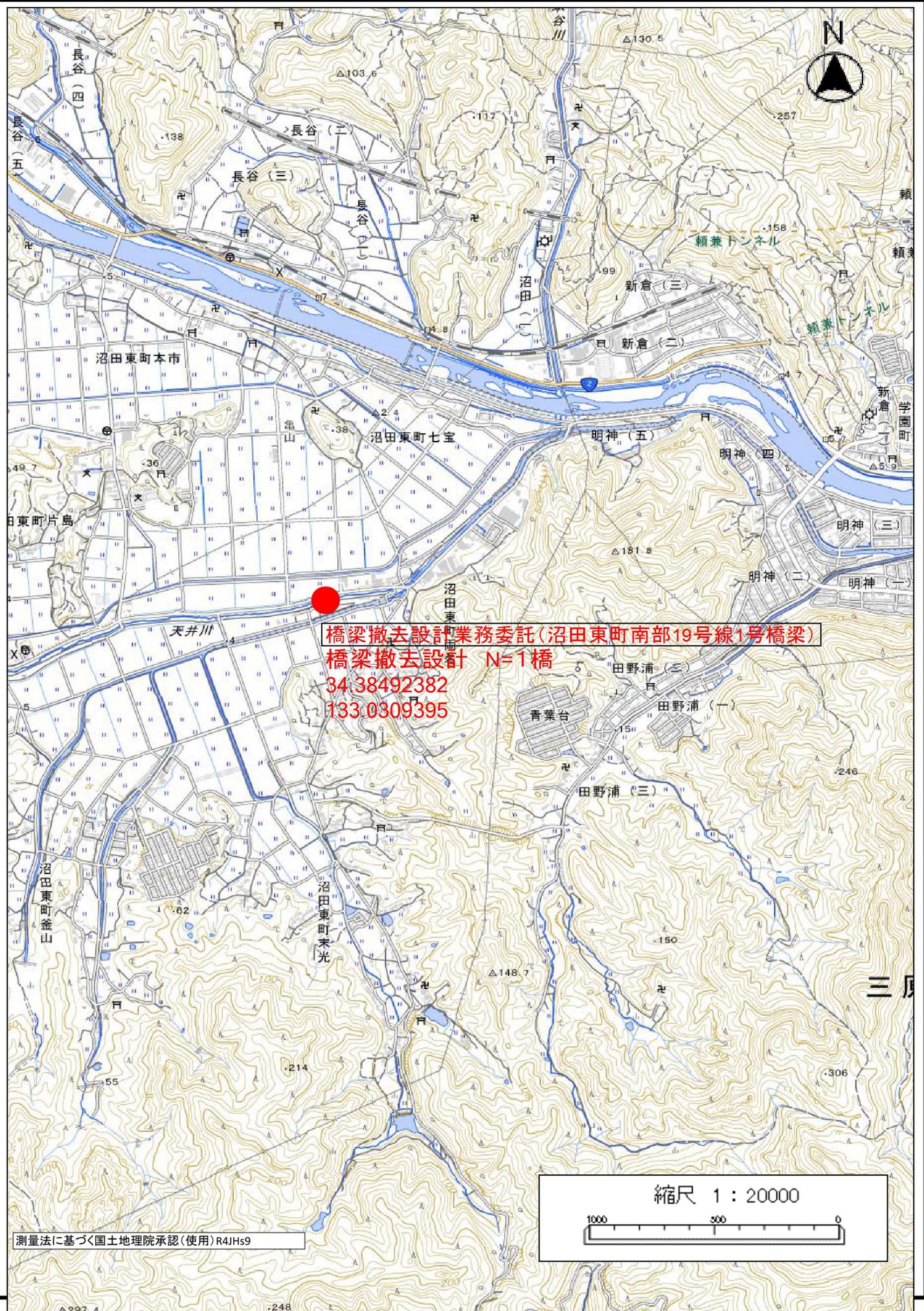
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
給水管移設設計 管径350mm以下 新設詳細設計	1	式			V000002100 00 単第0 -0016 表
工程計画検討	1	式			Y2C02080104レベル4
工程計画検討	1	式			V000002400 00 単第0 -0021 表
概算工事費算出	1	式			Y2C02080104レベル4
概算工事費算出	1	式			V000002500 00 単第0 -0022 表
照査	1	式			Y2C02080104レベル4
照査	1	式			V000004500 00 単第0 -0023 表
報告書作成 1業務あたり	1	式			Y2C02080104レベル4
報告書作成 1業務あたり	1	式			V000004600 00 単第0 -0024 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0025 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費(設計) 概略設計, 予備設計及び詳細設計	1	式			S2Z0102X3 00 単第0 -0026 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					



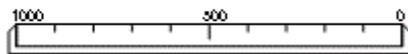
橋梁撤去設計業務委託(沼田東町南部19号線1号橋梁)

橋梁撤去設計 N=1橋

34.38492382

133.0309395

縮尺 1 : 20000



測量法に基づく国土地理院承認(使用)R4JHs9